



令和3年10月6日

各位

会社名 株式会社アイビー化粧品  
代表者名 代表取締役社長 白銀 浩二  
(JASDAQ・コード 4918)  
問合せ先 取締役 経理部 部長  
兼 経営管理部 部長  
役職・氏名 中山 聖仁  
電 話 03-6880-1201

第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の  
行使価額修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が令和2年11月30日に発行しました自己株式を活用した第三者割当の方法による第2回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付、以下「本第2回新株予約権」といいます。）について、発行要項の定めに従い、下記のとおり当該転換権を行使し本第2回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことを決議しましたのでお知らせ致します。

記

(1) 銘柄名	株式会社アイビー化粧品第2回新株予約権 (行使価額修正型新株予約権転換権付)
(2) 発行した新株予約権の個数（潜在株式数）	4,800個（480,000株）
(3) 修正日	令和3年10月6日
(4) 修正前行使価額	1,800円
(5) 修正後行使価額	872円（※1） 本第2回新株予約権の発行要項第17項第3号に定める本第2回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）

	が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円（以下「下限行使価額」といい、第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。
(6) 修正日前日までに行使された新株予約権の個数（株式数）	一個（一株）
(7) 修正日前日時点における未行使の新株予約権の個数（潜在株式数）	4,800個（480,000株）
(8) 修正事由	本第2回新株予約権の発行要項第9項に規定された行使価額の修正条項の適用によるものです。
(9) 調達資金の資金使途	<p>本第2回新株予約権が行使された場合に払い込まれる資金は、以下の使途（令和8年度に迎える当社創業50周年イベントに向けた大型新製品の開発資金及びマーケティング費）に充当する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 試験研究費</li> <li>(ii) 金型等購入費</li> <li>(iii) 資材原料購入費</li> <li>(iv) 製造費用等</li> <li>(v) マーケティング費</li> </ul>

※1 上記(3)の修正日の翌日（令和3年10月7日）以降、行使価額修正型の本第2回新株予約権の行使が可能となりますので、令和3年10月7日の直前取引日（令和3年10月6日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を記載しております。

**【本第2回新株予約権の行使価額の修正を行う理由について】**

本第2回新株予約権による調達資金の資金使途の一つでもあり、資金充当の優先順位が高い「試験研究費」については、その内訳として原材料費の比率が高く、当該原材料はその大部分を海外からの輸入に依存しているため、最近の米国の金融政策変更等を受けた円安や原油価格の急騰などによる影響を受けやすく、化粧品の原材料価格は上昇傾向にあります。今後、世界的なエネルギー需給のひっ迫により、化粧品の原材料価格の高騰が起ることも懸念されます。当社と致しましては、今後想定される原材料の価格変動リスクを極小化したいと考えており、本第2回新株予約権の行使価額の修正は、そのリスクヘッジのために行うも

のです。

現在、当社におきましては、原材料価格の急騰によるリスクを最小限に抑えるべく対策を講じているところではありますが、そのための資金確保が難しい場合には、これらの対策が功を奏せず、原材料価格の変動リスクの影響により、当社の業績が悪化する可能性があります。従いまして、当社と致しましては、原材料をなるべく早めに調達し、原材料の価格変動リスクをヘッジすることが適切であり、そのために必要な資金の調達を前倒しして行う必要があります。

このような状況のもと、本第2回新株予約権を発行した令和2年11月30日以降、当社普通株式終値は、当初行使価額（1,800円）を概ね下回って推移しております。本第2回新株予約権と同時に発行した第1回新株予約権につきましては、令和3年6月30日までに5,000個（500,000株）が全て行使完了し、合計で318百万円を調達致しました。一方、本第2回新株予約権についてはこれまで当初行使価額を下回る水準で株価が推移し、これまでのところ行使されておられません。このような状況が続くと、当初計画に沿った新製品開発資金の支払いや、原料価格の高騰によるリスクに対する効果的な対応に支障をきたす恐れがあります。

以上のような状況を踏まえ、当社として慎重に判断した結果、当社普通株式の市場における株価水準を適切に本第2回新株予約権の行使に反映することにより、行使を促進し、機動的な資金調達を実現するために本第2回新株予約権の行使価額を修正することと致しました。

本第2回新株予約権について、当初行使価額を1,800円と設定したのは、①本第2回新株予約権の資金使途が当社の業績向上及び中長期的な成長のために必要不可欠な資金であることを鑑み、当社株価が上昇したタイミングで確実に資金を確保しておくことが必要であること、②販売組織における流通在庫調整が終われば、当社の業績は以前の水準に回復し、その時には株価水準もある程度回復していると推測されるとの当社の考えに基づくものです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の脅威の持続、資源価格の急騰など、本第2回新株予約権発行時には想定していなかった事業環境の変化がありました。販売会社における流通在庫調整は、かなり解消に向かっておりますが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言が令和4年3月期の上期のほとんどの期間において都市部を中心に発令されたことにより、令和4年3月期の第2四半期累計期間の売上高は、前年同四半期（収益認識に関する会計基準遡及適用後1,440百万円）に対し、1,970百万円（+36.8%の増収）となる予想であるものの、令和3年9月28日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当初予想2,200百万円から下方修正せざるを得ない状況となりました。当社は、今期は45周年の事業年度でありましたので、売上高は好調で、株価も当初行使価額1,800円を超えて推移すると考えておりましたが、令和4年3月期の第2四半期累計期間の業績は想定よりも下振れしております。新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言は令和3年9月末でいったん解除されたので、下期で挽回したいと考えておりますが、冬場にかけて再びの流行も想定されることから、不透明感は否めません。

また、必要な資金確保の手段については、銀行借入など他の手段も検討致しましたが、本資金使途に伴う回収期間が長く、銀行提示の借入条件（返済期間）に合わないことから、今回の資金調達手段としては適切でない判断致しました。

一方で、行使価額修正型の新株予約権への転換権行使については、希薄化に配慮し慎重に

判断する必要があることから、当社取締役会において協議を行い慎重に検討致しましたところ、上記で述べた原材料価格の高騰や新型コロナウイルス感染症の長期化、それに伴う当社計画の進捗状況等を総合的に考慮し、原材料価格高騰の影響及び必要な資金確保の遅れにより今後当社業績が悪化することのデメリットと比較すると、現時点において第2回新株予約権に係る行使価額の修正を行い確実に資金を確保する方が、メリットが大きいものと判断致しました。

株価が当初行使価額である1,800円を超えて推移した場合の株価上昇メリットを放棄することについては、現状の株価水準が1,800円とはまだ乖離が大きく、現時点で株価上昇メリットを享受できる可能性は低い一方で、新型コロナウイルス感染症への対策としてワクチン接種が進んでいるものの、今後も新型コロナウイルス感染症が継続して流行の波が再来する可能性もあり、株価の見通しが不透明であること、また、原油価格が7年ぶりの高値を更新してきており当社が想定していた原材料の調達時期よりも早めに対応する必要があることに鑑みると、上記の株価上昇メリットを放棄することは必要かつ妥当であるものと判断致しました。

なお、新製品開発のための資金使途(i)「試験研究費」2億円のうち、約1億円を原材料費の購入に充てる予定です。既に原材料価格は上昇傾向にあります。廃棄の発生しない保管期間、保管コストを計算の上、早め早めの調達が出来れば、当初計画内の約1億円に収まると考えております。一方、資金調達が遅れた場合、原材料価格は原油価格の上昇から数か月のタイムラグを経て上昇するため、原材料調達額が当初予定額よりも膨らむことが予想されます。原材料の調達を早め早めに対応できない場合には、他の製品の製造原価にも影響が生じます。

また、当社の前事業年度末の自己資本比率は32.7%と決して低くはないものの、当社がKPIで目標としている60.0%にはまだまだ至っておりません。銀行借入についても、取引銀行と相談を継続しておりますが、上記のとおり本資金使途による借入は回収期間が長く銀行提示の借入条件(返済期間)と合わないこと、当社の長期的成長を図ることを前提とした本資金使途の性質上資本性調達が適していること等を考慮すると、希薄化が生じるデメリットよりも、原材料の価格変動リスクをヘッジするために本第2回新株予約権の行使を促すことにより早めに資金を調達することの方が、メリットが大きいものと判断致しました。また、本第2回新株予約権の行使が進めば、資本増強により当社の財務健全性が高まることから、銀行借入などの資金調達手段を改めて検討することも可能となります。

かかる行使価額の修正により、当初予定していた資金調達額は減少する可能性があります。下限行使価額を下回る株価水準において、当社が行使価額の修正を行わない場合などでは、かえって本第2回新株予約権の行使が進まないために資金調達の見込みが乏しくなり、事業計画どおりに施策を実施できないため、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。これに対し、本第2回新株予約権の行使が進むことにより、当社の業績向上及び中長期的な成長のために必要不可欠な資金が一定程度確実に確保されるため、事業計画どおりに施策を実施することが可能となると考えます。そのため、施策を計画どおりに進めることを優先し、行使価額の修正を行うものであります。

なお、上記で述べたとおり、本第2回新株予約権の行使が進めば、資本増強により当社の財務健全性が高まることから、銀行借入などの資金調達手段を改めて検討することが可能になるものと考えられます。従いまして、資金調達額が当初予定していた金額を下回る場合に

は、調達した資金を資金使途記載の（i）試験研究費に優先的に充当し、（ii）金型等購入費、（iii）資材原料購入費、（iv）製造費用等、（v）マーケティング費については、支払時期が数年先であるため、複数の調達手段を改めて検討してまいります。支出予定時期については当初の予定から変更ございません。

上記に記載した事項以外の本第2回新株予約権の詳細につきましては、令和2年11月10日に開示しました「自己株式を活用した第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第2回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上